

平成23年度第2回地域密着型サービス事業者（候補）の選定結果

平成23年度第2回募集において、第4期京都市民長寿すこやかプラン（第4期介護保険事業計画）に掲げる整備等目標数に基づき、地域密着型サービス事業者を募集し、次のとおり選定を行った。

1 日程

平成23年	12月16日	事前協議の受付開始
平成24年	1月16日	事前協議の受付締切
	1～2月	事前協議書の書類審査、協議者に対するヒアリング等
	2月16日	地域密着型サービス運営委員会（介護保険事業計画ワーキンググループ）の意見聴取
	3月1日	協議者に対する選定結果等の通知

※ 今後、協議者において、関係行政機関への申請・協議手続や地元住民への説明等が行われ、それらが整い次第、工事が着工される予定である。

2 募集、応募、選定の状況

ア サービス種別ごとの応募内容及び選定内容

	募集 件数	応募内容		選定内容	
		法人	事業	件数	事業所所在地
認知症対応型通所介護	若干	2	2	2	山科④，深草③
小規模多機能型居宅介護	16	4	5	4	北⑥，左京⑧，南④， 右京⑨
認知症対応型共同生活介護	18 ユニット	4	5 (10ユニット)	4 (9ユニット)	北⑥，左京⑧，南④， 右京⑨
地域密着型特定施設入居者生活介護	29 人分	—	—	—	—

イ 選定案件の法人種別

	社会福祉法人	医療法人	民法法人	営利法人	特定非営利活動法人	計
認知症対応型通所介護	1	1	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	2	0	3
認知症対応型共同生活介護	0	1	0	2	0	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0

京都市民長寿すこやかプラン 推進協議会	
第5回(H24.3.27)	資料4

## 平成24年度 地域包括支援センターの運営方針等について

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

第1 平成24年度 地域包括支援センター運営方針(案)

第2 平成24年度 地域包括支援センターの体制等

第3 平成24年度 地域包括支援センターにおける新規業務等の概要

第4 地域包括支援センターにおける  
指定介護予防支援の担当件数に係る指針の改正(案)

# 第1 平成24年度 地域包括支援センター運営方針（案）

## 1 基本方針

### （1）地域の高齢者の実態把握

高齢化の進展に伴い、単身高齢者世帯や認知症高齢者の大幅な増加が見込まれることから、専門的な知識や経験に基づく高齢者の実態把握が重要である。単身高齢者世帯への全戸訪問を通じて、一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め、支援が必要な状態にある高齢者を確実に把握していく。

### （2）地域におけるネットワークの構築・支援

地域内の社会資源を有機的に組み合わせて、個々の高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できるような体制を構築するとともに、地域のネットワーク構築のため、関係機関への総合的な支援を行う。

### （3）介護予防事業の推進

地域住民の健康づくり、社会参加に繋げるためにも、地域における介護予防の促進を図る必要がある。二次予防事業対象者のケアマネジメント及び介護予防の普及啓発に積極的に取り組むとともに、総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への連携・支援を行う。

### （4）権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに、常日頃から早期発見、発生予防に取り組む。

## 2 重要取組事項

### （1）地域の高齢者の実態把握

単身高齢者世帯への全戸訪問の実施

### （2）地域におけるネットワークの構築・支援

ア 地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援

イ 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援

ウ 医療機関との連携体制の構築

エ 介護支援専門員のネットワークの構築・支援

### （3）介護予防事業の推進

ア 介護予防の普及啓発

イ 地域介護予防推進センター等との連携

ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応

エ 個別性や個性を重視した適切なケアマネジメントの実施

### （4）権利擁護に関する連携・支援

ア 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援

イ 認知症高齢者等及びその家族への支援

ウ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組

## 第2 平成24年度 地域包括支援センターの体制等

### 1 基本委託料に基づく専門3職種（常勤・専従）の人員配置

各センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門3職種を常勤・専従で配置している。

本市からの基本委託料に基づく常勤・専従の専門3職種の人員配置基準は、従来から、国の示す人員配置基準に本市独自の要素を加えて設定し、適切な体制強化を図ってきたところであり、平成24年度も、前年度と同様、以下のとおり取り扱う。

- ・ 2人体制 担当圏域の高齢者人口が3,000人未満かつ単身高齢者世帯が950世帯未満
- ・ 3人体制 担当圏域の高齢者人口が3,000人以上または単身高齢者世帯が950世帯以上
- ・ 4人体制 担当圏域の高齢者人口が6,000人以上または単身高齢者世帯が1,900世帯以上
- ・ 5人体制 担当圏域の高齢者人口が8,000人以上または単身高齢者世帯が2,500世帯以上

#### (1) 平成24年度人員配置基準（変更なし）

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人～8千人		8千人以上
単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上	—
体制	2名	3名		4名		5名	

#### (2) 平成24年度人員体制

体制	箇所数	センター名
2名	1	京北
3名	38	(省略)
4名	19	原谷, 紫竹, 左京南, 市原, <u>西ノ京</u> , 本能, <u>御池</u> , 音羽, 唐橋, 花園, 西京北部, <u>桂川</u> , 西京南部, 沓掛, 下鳥羽, 向島, 桃山, 醍醐南部, 醍醐北部
5名	3	常磐野, 勸修, <u>西院</u>

※ 下線は、高齢者人口等の増加に伴い、(1)の基準により、平成24年度から1名増員するセンター

## 2 体制強化のための追加委託料に基づく人員配置（平成24年度から）

各センターが、新規業務を含む包括的支援事業を適切に実施できる体制を整備することを目的として、平成24年度から、各センターに専門職員1名分の委託料を増額する。

この追加委託料に基づく人員配置は、原則として、常勤・専従での配置を求めるものではあるが、センター設置法人の運用の幅を広げるため、非常勤や兼職であっても、常勤換算により1名分の配置があれば差し支えない。

また、配置する職種は、保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員だけでなく、介護支援専門員等、指定介護予防支援を担当する者の要件を満たす職員でも差し支えない。

## 3 平成24年度センター運営委託料

体制	基本委託料 (円)	体制強化のための 追加委託料 (円)		介護予防 普及啓発 委託料 (円)	二次予防事業対象者 ケアプラン 新規作成委託料 (実績払)
		人件費 相当分	事務費 相当分		
2名	10,500,000	5,000,000	500,000	300,000	1件当たり 3,000円 (旧様式4,400円)
3名	15,500,000				
4名	20,500,000				
5名	25,500,000				

平成24年度からの追加分

### 第3 平成24年度 地域包括支援センターにおける新規業務等の概要

#### 1 「高齢者包括支援ネットワークシステム」の導入

長寿福祉課、各区・支所支援（保護）課及び各センターを専用回線で結び、各センターに設置した端末により、介護保険情報及び介護保険外の高齢者福祉サービス情報等の個人情報情報を効率的かつ迅速に情報共有することができる「高齢者包括支援ネットワークシステム」を導入し、高齢者からの相談や地域住民からの連絡があった際の迅速な対応を可能とするなど、包括的支援事業の促進を図る。

情報セキュリティ研修の実施を経て、平成24年5月下旬から運用を開始する予定である。

#### 2 単身高齢者世帯への全戸訪問活動

「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、全センターに専門職員1名分の委託料を増額し、センターの人員体制を充実・強化させ、孤立死や閉じこもり等のリスクが高い単身高齢者世帯（市内約7万世帯）への全戸訪問活動を行う（政令指定都市初）。

こうした訪問活動等を契機として、高齢者を取り巻く地域の関係機関と住民が連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図る。

○対象者：単身世帯の介護保険第1号被保険者

※ 約7万世帯（国勢調査結果）、1センター当たり平均約1,200人

○訪問回数：1世帯／年1回以上（年度内に全戸訪問を実施）

※ 本人の希望に応じ、民生委員、老人福祉員による定期的な見守り活動に繋げる。

○開始時期：平成24年6月

○実施内容：単身高齢者世帯を訪問し、生活環境や心身の状況等を聞き取り、必要に応じて適切な支援に繋げる。

○ネットワーク体制の強化：各学区で実施している「地域ケア会議」等を活用し、地域の介護支援専門員、民生委員、老人福祉員、医療関係者等と連携し、地域の実情やニーズに対応した高齢者の見守り体制を強化する。

※ 京都市の事業であることを明確にし、訪問活動を円滑にするため、本市の広報活動として、市民しんぶん等の活用により周知を行う。

### 3 要援護者避難支援事業

東日本大震災を契機に、災害時の支援体制構築のため、地域で自主的に要援護者を把握しようとする機運が高まっており、平常時においても、要援護者の情報を関係機関や団体等が共有し、日常的な見守り体制を構築することが重要である。

そこで、これまで行政内部で保有し、災害時のみ地域に提供することとしていた「災害時要援護者名簿」などを活用し、訪問等により同意を得た要援護者について、新たに「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係機関や団体等が共有・活用することを本市事業として実施する。

センターにおいては、要援護者約4万人のうち、要支援1、2及び要介護1、2の単身世帯高齢者約2万人について、単身高齢者世帯への全戸訪問活動時に併せて制度を説明のうえ「見守り活動対象者名簿」への登録を勧奨する。

※ 事業実施にあたっては、行政関係者や地域の活動主体の方々と、名簿の作成手順や名簿を活用した具体的な活動内容等を検討するワーキンググループを設置し、詳細なマニュアルを作成していく。

### 4 一人暮らしお年寄り見守りサポーター学習会の開催

地域全体で高齢者を見守り支援するネットワークの更なる充実を図るため、暮らしや仕事の場で、顔なじみの高齢者への目配りを行う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動支援及びセンターとサポーターの連携強化の観点から、地域のサポーターを主な対象者とした地域での見守り活動に関する学習会を、センターの担当地域ごとに年1回以上開催する。

#### (参考) センター職員の研修プログラム開発

センター職員の人材育成、スキルアップを図るため、現在、本市が実施している初任者研修、現任者研修に、新たに指導者・管理者向けの研修を加え、職種やキャリアに応じて資質向上できる研修プログラムを、本市が研修専門機関に委託して開発する。

研修プログラム開発にあたっては、センター職員の意見も十分に取り入れ、平成25年度以降、研修プログラムに基づく体系的な研修を実施していく予定である。

## 第4 地域包括支援センターにおける 指定介護予防支援の担当件数に係る指針の改正（案）

### 1 趣旨

指定介護予防支援については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において標準担当件数が示されていないため、本市として、平成19年3月27日付け「指定介護予防支援の担当件数に係る指針」を通知したところである。

しかしながら、指定介護予防支援の実施件数の増加により、本市委託事業である包括的支援事業に必ずしも十分に取り組めていない側面もあり、今後の新規業務も含めた包括的支援事業の確実な遂行に支障が生じることが懸念されるため、本市として、改めて担当件数の指針を示し、センター設置法人による適切な人員体制の整備を促すこととする。

### 2 指針改正の考え方

地域包括支援センター運営事業の委託契約に基づき常勤・専従での配置を義務付けている専門職員（以下「専門職員」という。）による担当件数と、「専門職員」以外の指定介護予防支援を担当する者の要件を満たす職員（以下「加配職員」という。）1名当たりの担当件数に分け、それぞれ、「標準件数」と、超過した場合に体制整備を指導する「上限件数」を示すこととする。

平成24年度から、新規業務を含む包括的支援事業を確実に遂行できる体制を整備することを目的として委託料を増額するが、これまで以上に包括的支援事業に重点を置くためには、委託料の増額に伴い、「専門職員」の指定介護予防支援の負担を軽減することが不可欠である。

そのため、平成24年度以降、担当件数の指針として、「専門職員」による指定介護予防支援の担当件数の「標準件数」、「上限件数」を半減することとする。

なお、指定介護予防支援の業務量が変更になるものではないため、「加配職員」による担当件数は変更しない。

### 3 担当件数に係る指針（案）

#### （1）「専門職員」による指定介護予防支援の担当件数

「専門職員」による指定介護予防支援の担当件数は下表のとおりとし、上限件数を超える場合は、職員の加配又は法人内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に担当させる（当該介護支援専門員に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所を兼務させる）などの措置を採ること。

人員体制	担当件数	
	標準	上限
2名	33件	40件
3名	50件	60件
4名	66件	80件
5名	83件	100件

#### （2）「加配職員」による指定介護予防支援の担当件数

「加配職員」による指定介護予防支援の担当件数は、1名当たり標準100件、上限120件とする。

### 4 指針順守に向けた方策

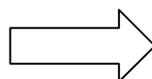
平成24年度以降、新たな指定介護予防支援の指針が順守されない状態が継続する場合は、「専門職員」の指定介護予防支援の負担が軽減されていないと認められるため、センター設置法人へのヒアリング等による状況確認を実施し、適切な人員体制の整備を促していく。

#### （参考）

##### ○ 「専門職員」

< 現行指針 >

人員体制	担当件数	
	標準	上限
2名	66件	80件
3名	100件	120件
4名	133件	160件
5名	166件	200件



< 新指針 >

人員体制	担当件数	
	標準	上限
2名	33件	40件
3名	50件	60件
4名	66件	80件
5名	83件	100件

##### ○ 「加配職員」

< 変更なし >

	標準	上限
1名当たり	100件	120件

## (参考) 指定介護予防支援事業所の指定更新

平成18年4月の介護保険法改正により、事業者指定の対象となった指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)について、本市では、現在61箇所を指定していますが、このうち、58箇所が今年度末に指定更新時期を迎えます。当該事業所について実地指導を行ったところ、特に介護保険法上の欠格要件に該当するような課題は見当たらなかったため、平成24年4月1日に指定更新を行う予定です。

[その他の指定更新時期]

- ・平成24年度末 京都市花園地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- ・平成25年度末 京都市下京東部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- ・平成26年度末 京都市深草中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

## 高齢者保健福祉・介護保険制度を取りまく最近の動向について

### 社会保障審議会介護給付分科会の議論について

#### ■ 平成24年2月28日 第89回

#### ○ 介護老人福祉施設等の耐火基準の見直しについて 別紙1

介護老人福祉施設等の建物について、安全性に係る一定の要件を満たした場合には、2階に居室がある場合等にも、準耐火建築物とすることを可能とする改正案を厚生労働省が示した。